給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書の見方

〔所得〕

所得は、収入金額から必要経費に相当する額（所得税法別表に基づく）を差し引いて計算します。

主たる給与以外の合算所得があれば、その所得の合計額が表示されます。

右側の「主たる給与以外の合算所得区分」の該当箇所に★印が入ります。

給与所得者については、必要経費にかかわるものとして、所得税法別表5に基づき、収入金額に応じて控除額を計算します。
給与収入額から給与所得控除額を引いた金額が給与所得です。

総所得金額は給与所得とその他の所得計を加算したものを表示しています。

〔課税標準〕

税額計算の基礎となる額です。ここでは、すべての所得を合計して所得割額を計算する「総合課税」と他の所得と区別して特別な方法で計算する「分離課税」の両方を記載しています。

総合課税

総所得金額から所得控除合計額を差し引いた額を表示しています（①－②）。（千円未満切捨）

分離課税

分離短期譲渡	土地及び土地の上に存する権利、建物、その他付属設備、建築物の譲渡による所得（譲渡した年の1月1日現在で5年以下保有）
分離長期譲渡	土地及び土地の上に存する権利、建物、その他付属設備、建築物の譲渡による所得（譲渡した年の1月1日現在で5年超保有）
山林所得	山林（立木）の伐採または譲渡による所得（5年内は事業または雑所得）
株式等の譲渡等	株式等の有価証券の譲渡による所得(平成22年度より所得税の確定申告で上場配当を分離申告し、株式等譲渡損失がある場合、その損益通算後の金額を表示します。)
先物取引	その決済が差金等決済である先物取引による雑所得

平成　年度　給与所得等に係る市民税・県民税　特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

（単位：円）

所得		
	給与収入	
	給与所得	
	その他の所得計	

主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動	利子	配当	給与	譲渡・雑
総所得金額①							

課税標準	
総所得③	
分離短期譲渡	
分離長期譲渡	
山林所得	
株式等の譲渡	
先物取引	

所得控除				
	雑損			
	医療費		障・寡・勤	
	社会保険料		配偶者	
	小規模企業共済		配偶者特別	
	生命保険料		扶養	
	地震保険料		基礎	
			所得控除合計②	

扶養親族該当区分						本人該当区分					繰越損失
控配	老配	特定	同老	老人	その他	同障	特障	他障	未成年者	特障	他障	寡婦	特寡	寡夫	勤労学生	

（摘要）

市民税県民税住宅借入金等特別控除の適用がある場合は、税額控除額を記載しています。

株式等の譲渡には、分離配当を申告した場合、損益通算後の金額を表示しています。

※既納付額等⑪には、既納付額のほか、公的年金から引き落とし予定の市県民税額を含みます。

税額		
市民税	税額控除前所得割額④	
	税額控除額⑤	
	所得割額⑥	
	均等割額⑦	
県民税	税額控除前所得割額④	
	税額控除額⑤	
	所得割額⑥	
	均等割額⑦	
年税額（特別徴収税額）⑧		
控除不足額⑨		
既充当額⑩		
既納付額等⑪		
差引納付額（⑧－⑩－⑨）⑩		
変更前税額⑫		
増減額（⑧－⑫）		
変更　月		月

受給者番号	氏名	指定番号
住所		個人番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）しましたので、地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）並びに神戸市市税条例第28条の2（第28条の4）規定によって通知します。

また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。なお、処分の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てはできなくなります。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが（①異議申立てのあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

神戸市長　　神戸市長之印

問い合わせ先：　市税事務所市民税係　　電話：

納付額								
6月分		9月分		12月分		3月分		
7月分		10月分		1月分		4月分		
8月分		11月分		2月分		5月分		

下記控除額の合計額を記載しています

〔所得控除〕

所得控除は、納税義務者の実情に応じた税負担を求めるために、下記の種類に対して一定の要件のもとに所得金額から差し引くものです。

雑損	雑損控除額を表示	※金額については、通知書裏面またはホームページ上に掲載しています
医療費	医療費控除額を表示	
社会保険料	社会保険料控除額を表示	
小規模企業共済等	小規模共済等掛金控除額を表示	
生命保険料	生命保険料控除額を表示	
地震保険料	地震保険料等の控除額を表示	
障・寡・勤	障害者控除・寡婦控除・寡夫控除・勤労学生控除額を表示	
配偶者	配偶者控除額を表示	
配偶者特別	配偶者特別控除額を表示	
扶養	扶養控除額を表示	
基礎	基礎控除額を表示	

人的控除の内訳を記載しています。

扶養親族該当区分		本人該当区分	
控配	控除対象配偶者がいる場合「★」を表示	未成年者	未成年者の場合「★」を表示
老配	老人控除対象配偶者がいる場合「★」を表示	特障	特別障害者の場合「★」を表示
特定	特定扶養親族の人数を表示	他障	普通障害者の場合「★」を表示
同老	同居老親等の人数を表示	寡婦	寡婦の場合「★」を表示
老人	老人扶養親族の人数を表示	特寡	特別寡婦の場合「★」表示
その他	一般扶養親族の人数を表示	寡夫	寡夫の場合「★」を表示
同障	同居特別障害者の人数を表示	勤労学生	勤労学生の場合「★」を表示
特障	特別障害者の人数を表示		
他障	普通障害者の人数を表示		
繰越損失	繰越損失がある場合「★」を表示		

〔税額〕

税額控除前所得割額④
課税総所得金額（③）に税率（市民税6％・県民税4％）を乗じて計算します。

税額控除額⑤
調整控除、寄附金税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合計額を記載しています。

所得割額⑥＝税額控除前所得割額（④）－税額控除額（⑤）です。
なお、配当割額または株式等譲渡所得割額などの税額控除がある場合は、控除後の税額を記載しています。

市県民税は前年の所得金額及び所得控除に応じて課税される所得割（⑥）と、均等割によって課税される均等割（⑦）があります。

※　平成18年度から、個人の県民税均等割に「森林整備」と「都市の緑化」に使い方を限定した「県民緑税」を年額800円加算しています。

特別徴収税額⑧＝所得割額（⑥）＋均等割額（⑦）（市民税及び県民税）

控除不足額⑨は、所得割額（⑥）により控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額です。

既充当額⑩は、配当割額・株式等譲渡所得割額を市民税・県民税に充当した場合の充当額です。

既納付額⑪は、当該年度分で市民税・県民税の納付済みの税額及び公的年金からの特別徴収税額（未納分を含む。）がある場合に表示します。

変更前税額⑫は減免申請などにより税額が変更になった場合、変更前の税額を表示します。